

刑事判例研究

The Osaka High Court Criminal Case of Judging the Credibility
of Criminal Suspect Statements in 2020

河村 有教

Arinori KAWAMURA

刑事判例研究

長崎大学多文化社会学部 河村 有教*

The Osaka High Court Criminal Case of Judging the Credibility of Criminal Suspect Statements in 2020

Arinori KAWAMURA*

被告人の捜査段階における自白の信用性判断についての事例（原審が、被告人調書の信用性は認められるから、赤色信号を殊更に無視したと認められるとして懲役5年に処したところ、被告人が事実誤認及び量刑不当を主張して控訴した事案で、対面信号機の赤色信号の殊更無視を認めた自白調書は信用できないというべきであり、自白調書の信用性を肯定し、これに依拠して危険運転致死の事実を認めた原判決は、事実認定を誤ったもので是認できず、その事実誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、その余の論旨を検討するまでもなく、原判決は破棄を免れず、事実誤認の論旨は理由があるとして、原判決を破棄し、被告人を禁錮3年に処し、5年間その刑の執行を猶予した事例〔大阪高判令和2年7月3日判例時報2476号102頁〕）

【事案の概要】

「平成30年1月18日午後0時11分頃、Xは、準中型貨物自動車を運転中、赤色の灯火信号を表示しているにもかかわらず、殊更に無視し、時速約35ないし38キロメートルで車を運転したことにより、青色の灯火信号に従って横断進行してきたA運転の自転車を左前方約11.6メートルの地点に認め、急制動の措置を講じたが間に合わず、同自転車右側部に自転車全部を衝突させてAを同自転車もろとも路上に転倒させ、よってAに脳挫傷の傷害を負わせ、1月19日午前2時29分頃、〇〇市内の病院において、Aを前記傷害により死亡させた。」として、Xは、危険運転致死（主位的訴因）と過失運転致死（予備的訴因）による公訴事実によって起訴された。

第一審の大阪地方裁判所は、「Xが赤色信号を殊更無視したと認められるか否か」の争

* 長崎大学大学院多文化社会学研究科・多文化社会学部准教授

Associate Professor, Graduate School of Global Humanities and Social Sciences, Nagasaki University, Japan

点について、捜査段階におけるX調書の信用性を問題とし、「警察官の作成した調書は決めつけによる取調べを受ける中で警察官に迎合して作成されたものであり、検察官の作成した調書もその影響を受けているから、いずれも信用性がない」という弁護人の主張に対して、「X調書はXの自発的な供述を録取したものと認められるから、X調書の信用性も認められる」とした上で、「Xは赤色信号を殊更に無視したと認められる」とし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条5号の危険運転致死罪を認め、危険運転致死罪の主位的訴因につき懲役6年、過失運転致死罪の予備的訴因につき懲役3年6月とする検察官の求刑に対して、Xの危険運転致死の事実を認め懲役5年の判決を下した（大阪地判令和1年10月3日判例時報2476号108頁）。

それに対して、Xが事実誤認及び量刑不当を主張し控訴した。主に、事実誤認の論旨は、「Xは、本件事故時、弟の病院に向かう途中であり、弟の病状のことを思い、『心ここにあらず』の状況にあったため、対面信号機の赤色信号を見落としたにすぎず、殊更無視はしていないから、過失運転致死罪（予備的訴因）が成立するにとどまるのに、殊更無視したことを認めるXの捜査段階の供述調書の信用性を肯定して危険運転致死罪（主位的訴因）を認めた原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある」とするものである。

大阪高判令和2年7月3日判例時報2476号102頁（以下では、本判決という）は、①X車両の客観的な走行状況からの自白調書の信用性の検討と②供述経過からの自白調書の信用性の検討を行ったうえで、「信用性に疑問を抱くべき事情が散見され、自白内容自体の問題ともあいまって、もはや、自白調書の信用性を肯定することはできないというべきである。」とした。そして、「対面信号機の赤色信号の殊更無視を認めた自白調書は信用できないというべきあり、自白調書の信用性を肯定し、これに依拠して危険運転致死の事実を認めた原判決は、事実認定を誤ったもので是認できず、その事実誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、その余の論旨を検討するまでもなく、原判決は破棄を免れない。」とし、予備的訴因である過失運転致死罪を認め、「Xを禁錮3年に処する。」として、5年間の刑の執行を猶予する判決をした〔確定〕（大阪高判令和2年7月3日判例時報2476号102頁）。

【評釈】

1. はじめに

刑事訴訟法318条I項は、「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。」とする。自白の証明力（以下では、「信用性」という文言を用いる）判断、とりわけ捜査段階における自白の信用性の判断において、犯罪の主観的要素（たとえば、殺意）に関する部分の証明力が問題とされることがある。また、自白の信用性が争われる事件は、冤罪であるか否かが深刻に争われる事件がそのほとんどを占める¹。捜査段階における自白以外は有力なものがないという状況において、自白の証明力をめぐって、検察官側と被告人側が攻防を繰り広げることは少なくない。自白状況に関する資料は、客観的なものが乏しく、公判での被告人の弁解と捜査官の証言が対立する場合には、裁判官にとっても判断は容易ではない。裁判官の評価の差異は常に検証の対象とされるべき事項ではあるが、自白の信用性の判断の規準については、類型化が困難であり、また自白が成立する過程は複雑かつ多様であることから、自白成立過程に限定し、審理や判断の指標を抽出し類型化をすることが危険な面があることも否定しがたい²。自白の任意性は証拠の証拠能力の問題、自白の信用性は証拠の証明力の問題として一応区別されていることから³、自白の信用性、証明力の判断にあたって、その中でも捜査段階における自白に焦点をあてて、裁判官による自白の信用性判断においてどのような点が重要であるのかについて、近時の裁判例を手掛かりとして検討したい。

本判決は、準中型貨物自動車を運転するXが、赤色の灯火信号を表示していたにもかかわらず時速約35ないし38キロメートルで運転したことにより、青色の灯火信号に従って横断進行してきたA運転の自転車に衝突して、Aに脳挫傷の傷害を負わせたことにより、病院において前記傷害によりAを死亡させた事案である。

検察官は、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の危険運

¹ 石塚章夫「自白の信用性」木谷明編『刑事事実認定の基本問題【第2版】』（成文堂、2010年）220頁。

² 司法研修所編『自白の信用性—被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心として』（法曹会、1991年）22頁。とはいえ、誤判防止や適正な事実認定の観点から、論理的な思考や多角的な分析による検証が行われている。司法研修所編による『自白の信用性—被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心として』（法曹会、1991年）も過去の裁判例の中から、判断方法、そしてその判断の規準や指標を抽出しようとする試みである。

³ 自白の任意性と自白の信用性のそれぞれの判断においては、判断はいわば表裏一体の関係にあるとも裁判実務においては一般に解されているが、どのような事情をもとにそれらの有無を判断するのかという点において異なるであろう。

転致死罪を主位的訴因とし、また過失運転致死罪を予備的訴因として起訴した。本事案の争点は、Xが対面信号機の赤色信号を「殊更無視したと認められるか否か」であり、「赤信号を殊更に無視したのか否か」の判断にあたって直接の証拠は捜査段階での自白のみであった。弁護人は、捜査段階の自白調書の任意性及び信用性を争った。

原審では、裁判官3名の合議体で公判前整理手続における事実の取調べとして、関係する書証の取調べ、被告人質問、被告人の取調べを担当した警察官証人2名の尋問を行い、自白調書の任意性を肯定した。その上で、裁判員も加わった公判審理において、上記の警察官証人2名を供述調書の信用性審査のために再度取り調べるなど、必要な審理を経て、「事故直前のX車両の速度は時速約35ないし38キロメートルであったこと、本件事故はX車両の対面信号機が赤色になってから12秒後であり、交差道路信号機が青色になってから8秒後に発生したことなどを前提事実と認定した上、自白調書の信用性を肯定し、これに依拠してXは対面信号機の赤色信号を殊更無視した」と認め、危険運転致死罪（主位的訴因）の成立を認めた。それに対して、事案の概要の通り、Xが事実誤認及び量刑不当を主張し控訴した。

本判決は、「ドライブレコーダー映像（本件事故の目撃者の車両のもの）等もあって、X車両の走行状況はある程度客観的に確定できた事案」で、「争点は、Xが赤信号を殊更に無視したかという点であり、この点の直接的な証拠はXの捜査段階での自白しかない。原審では、自白調書の信用性が争われていたから、その判断に当たっては、自白調書の作成経緯が重要であることはもとよりであるが、被告人の走行状況という客観的に確定できる事実との関係で、自白内容が整合するのかどうかを確認・検討することが極めて重要であり、原審でもその点から検討した方が良かったといえよう。」とした。本判決では、自白の信用性について、供述経過は当然のことながら、客観的証拠たるドライブレコーダー映像も含めた走行状況の検討を指摘する。くわえて、「問題となっている供述が録取された際の警察段階での取調べは、録音・録画されておらず、Xと取調官の言い分の違いにつき、客観的で明確な判断を下すだけの証拠があるのか疑問もあるのに、信用性判断の場面に、供述経過の判断をもって答え、あたかも、任意性が認められるから、供述の信用性

⁴ 本事案において、原審では、自白の任意性を「自発的な供述」と解している。自白の任意性とは何か、また任意性の判断方法については、裁判実務においても任意性と違法排除説の対立が続いている。河村有教「刑事訴訟法319条1項の『その他任意にされたものでない疑のある自白』について」刑法雑誌61巻1号（2021年）87-103頁。参照。

が認められると判断したものと受け取られかねない上記の説示をしているのである（原判決はその後に自白内容自体の検討を行っているから、それだけで信用性を認めたものではないと解されるが、上記のような結論付けをしてしまったためか、自白内容の合理性の検討は不十分である。）⁵」として、原審の自白の信用性の判断方法及び説示については再考する必要があるとした。

被告人の捜査段階における自白調書における自白の信用性の判断方法と説示については、裁判実務家においても「直観（感）的・印象的判断方法」と「分析的・客観的判断方法」という二つの判断方法をめぐって対立する見解がある。その中で、昭和57年判例（最一小判昭和57年1月28日刑集36巻1号67頁）および平成24年判例（最一小平成24年2月22日判例時報1550号29頁）から「分析的・客観的判断方法」へと裁判実務の流れが主流になってきているが、「分析的・客観的判断方法」においてもどのような規準が重要視されているのかの検討は必ずしも十分とはいえない。本稿では、「分析的・客観的判断方法」においてどのような規準が重要視されているのかについて整理した上で、本事案における第一審と控訴審におけるそれぞれの判断方法について検討を加え、終わりに、本判決（控訴審判決）の意義について考察したい。

2. 自由心証主義（刑訴法318条）と被告人の捜査段階における自白の信用性判断

刑訴法318条は「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。」とする。「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」62条においても、「裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断にゆだねる。」とする。一定の証拠がなければ有罪にできないとする法定証拠主義と対立する概念であり、証拠の評価をあげて裁判官の自由な判断に委ねようとする自由心証主義をとることを、日本法は宣明している⁵。

証拠の証明力とは、証拠が事実認定に役立つ実質的価値をいう。それぞれ個々の証拠の信用性と、それらの証拠がどこまで要証事実の存否を推認させるかという狭義の「証明力」の二つに考えることができる。信用性はありながら狭義の「証明力」の乏しい証拠

⁵ 松尾浩也監修『条解 刑事訴訟法【第4版増補版】』（弘文堂、2016年）818-819頁。

もあることから、個々の証拠の信用性と狭義の「証明力」とを分けて考える実益がある。前者の個々の証拠の信用性との関係では証拠の取捨選択が、また、証拠がどこまで要証事実の存否を推認させるかという後者の狭義の「証明力」との関係では証拠の十分性が、裁判官の自由な判断に委ねられる⁶。自白の信用性においても、当該証拠の信用性はありながら、要証事実の存否を推認させるかという狭義の「証明力」の乏しい証拠もあり、その場合には、自白の信用性を肯定することはできない。

また、自由な判断に委ねるとはいつても、裁判官の恣意的な判断を許すものではなく、その判断は、論理則や経験則に照らし合理的なものでなければならない。裁判官の心証の形成において、多分に直感的なところがあることは否定できないが、証拠から飛躍したり、証拠と相反する認定をしたりすることは許されない⁷。そのため、相反する証拠がある場合には、説示するにおいて、なぜ一方の証拠が信用できて他方の証拠が信用できないかについて合理的な説明が必要になる。また、ある証拠から一定の事実が推認され得るにもかかわらず、これと反対の事実を認定する場合には、十分な説明が可能でなくてはならない⁸。

さらに、自由心証主義という原則に対する唯一の例外として、刑法319条Ⅱ項において、本人の自白があっても他に補強証拠がなければ有罪の認定をしてはならないとする。

自白の信用性判断については、これまで裁判実務家を中心として、自白調書の内容の具体性、詳細性、追真性（秘密の暴露）や客観的証拠との符合、自白の変遷と合理性などの判断規準や指標が抽出・提示されてきた⁹。こうした捜査段階における自白の信用性の判断においては、客観的証拠との符合や自白と客観的事実との整合性が重要である等の判断規準や判断指標は、判断が論理則や経験則に照らして非合理的にならないため、また、補強法則という証拠法上のルールを厳守することから導き出されたものであるといえよう。

3. 被告人の捜査段階における自白の信用性の判断方法

1) 西山事件（人工呼吸器外し事件）からみる被告人の捜査段階における自白の信用性判断の問題点

⁶ 松尾監修・前掲注5）819-820頁。

⁷ 松尾監修・前掲注5）820頁。

⁸ 松尾監修・前掲注5）820頁

⁹ 石井一正『刑事事実認定入門〔第3版〕』（判例タイムズ社、2015年）78-84頁、小林充・植村二郎編『刑事事実認定重要判決50選（下）〔補訂版〕』（立花書房、2007年）235-239頁等参照されたい。

「平成15年5月22日、看護助手として病院に勤務していた被告人が同病院の入院患者を殺害しようと企て、慢性呼吸不全等による重篤な症状で入院加療中の患者に対して、同人に装着された人工呼吸器の呼吸回路中にあるL字管からこれに接続するフレックスチューブを引き抜いて人工呼吸器からの酸素供給を遮断し、呼吸停止の状態に陥らせ急性低酸素状態により死亡させて殺害した。」とする公訴事実の西山事件の再審請求審第二次第一審においては、平成16年7月10日から26日までの間に作成された被告人の警察官調書、検察官調書及び被告人が自筆で作成した供述書等は、いずれも任意性を欠くとして弁護人が証拠排除を申立てた。これに対して、再審請求審の天津地方裁判所は、「本件自白供述の信用性には重大な疑義があるばかりか、任意にされたものでない疑いがあると判断し、これらを証拠排除することとした。」(大津地判令和2年3月31日判例時報2445号3頁)。自白の信用性に重大な疑義があるとする理由として、裁判所は、被告人供述の変遷及び供述内容の不合理性を指摘する。以下では、西山事件における再審請求審第二次第一審の天津地方裁判所の捜査段階の被告人の自白調書の自白の信用性の判断について検討したい。

捜査段階における被告人の自白調書の自白の信用性について、再審請求審第二次第一審大津地方裁判所は、任意捜査段階(平成15年7月)から確定第1審第2回公判期日(平成16年10月19日)までの被告人の供述状況及びその内容の骨子を時系列順に整理した「被告人の供述経過一覧表」をもとに、被告人の供述の変遷について注目した。任意捜査の段階から、否認供述を含めて変遷を繰り返しており、また、複数の重要な点でめまぐるしく、かつ、大幅に供述が変遷していることから、「変遷状況のみを取上げて、その中から真の体験に基づく供述を選別することは極めて困難である」とする。

とりわけ、殺害方法の前提とされているアラームの消音状態維持機能をいつ知ったのかという供述について、平成16年7月20日に「消音ボタンを押してアラームを消しても、管が外れたままだと1分後に再び鳴り出すという仕組みは仕事を通じて自然に覚えた」との供述をしているが、7月25日の検察官の取調べでは、「消音ボタンを押して1分くらいが経過すると再度アラームが鳴ることは経験上知っていた、アラームの消音時間が1分であることは看護師の誰かから聞いた記憶がある、この1分が経過する前に再度消音ボタンを押すとアラームが鳴らない状態が続くことは知らなかったが、大体1分が経過するのを数えて、たまたまアラームが鳴る前に消音ボタンを押すと、アラームが鳴らない状態が続いた」などと、前日までの供述と異なり、消音状態維持の存在は知らなかったとの内容に変遷している。再審請求審第二次第一審の大津地方裁判所は、「犯行発覚を免れるために、

呼吸器のアラームをなるべく鳴らさないことに思い至る」だろうと考えられ、「アラームが鳴る前に消音状態を維持する方法を知っていたか否かの点は、故意に管を外したという自白の信用性を判断する上でとりわけ重要な部分と考えられる。」とした。その上で、「管を外して殺害したことを体験に基づいて供述しているのであれば、この点が変遷する理由も考え難い。」として、「体験に基づく供述ではないのではないかとの疑いを生じさせる。」とする。

また、大津地方裁判所は、「供述内容の不合理性」として、死亡に至る際の被害者の表情変化等についての被告人の捜査段階における供述が医学的知見と矛盾する不合理な内容であることを指摘する。すなわち、被告人は「被害者が、眉間にしわを寄せて苦しようにし、口をはぐはぐさせ、口を縦に大きく開け目を上向きにして白目になったと供述し、さらにその際の被害者の顔色は蒼白であった」と供述するが、医学的知見によれば、「真に、被告人が本件呼吸器の管を意図的に抜去して酸素供給を遮断し、これにより被害者が窒息死したのであれば、その際の顔色はチアノーゼとなり、黒ないし赤黒い色になるものと認められる」として、明らかに不合理であるとする。

以上から、再審請求審第二次第一審の大津地方裁判所は、「被告人の供述は、任意捜査段階を通じ、合理的理由がなく大幅に変遷している上、このうち自白供述については死亡に至る際の被害者の表情変化等の点で医学的知見と矛盾する不合理な内容でもあるから、本件自白供述の信用性には重大な疑義がある。」とし、「被告人の自白供述単独で、被害者が人工呼吸器の管の外れ等に基づく酸素供給欠乏により死亡したと認めるほどの信用性はない。」とした。

一般に直接的な証拠が捜査段階における被疑者の自白しかない場合には、その自白を裏付ける客観的な証拠との結びつきが重要になる。刑訴法319条Ⅱ項の自由心証主義の例外として、本人の自白があっても他に補強証拠がなければ有罪の認定をしてはならない。そのため、本稿で研究対象とする事案においても赤色信号を無視したと認められるドライブレコーダーがあって、「殊更に無視したか否か」捜査段階における被告人の自白の信用性が問題とされている。しかしながら、西山事件においては、被告人の捜査段階における自白とその内容の信用性の有無を判断づけ事実の推認を可能にし得る客観的な状況（客観的証拠）からの検討がなされていない点も大いに問題である。

西山事件の裁判は、第一審、控訴審、上告審、再審請求審、抗告審（既時抗告）、特別抗告審、再審請求審、抗告審、特別抗告審を経て、再審請求審第二次第一審という過程を

経ている。第一審は、被告人の捜査段階における自白の信用性の判断の規準として、①自白の自発性¹⁰と②自白の具体性・合理性¹¹、③自白の一貫性¹²に中心がおかれ、供述経過の変遷や自白の内容の信用性の有無を判断づけ事実の推認を可能にし得る客観的な状況（客観的証拠）の検討が疎かであった（大津地判平成17年11月29日 LEX/DB25566206）。

控訴審の大阪高等裁判所は、被告人の捜査段階における自白の信用性について「被告人の迎合的な性格、理解・表現能力を踏まえた上での慎重な検討が必要である」としながらも、①自白の自発性と②自白の具体性・合理性という第一審の自白の信用性の判断の規準をそのまま踏襲し、（捜査段階における）「被告人の自白は、被告人自身が自ら進んで供述したものであって自発性が高く、その内容も極めて詳細かつ具体的であり、捜査官の知らなかった事実をも含んでいる上、客観的な状況とも符合し、最終的な犯行態様を自白するまでの自白の変遷についてもとりたてて不自然な部分があるわけではないから、被告人の自白は信用性が高いというべきである。」とした。（大阪高判平成18年10月5日 LEX/DB25566207）。本判決において判示されている「被告人と取調官の言い分の違いにつき、客観的で明確な判断を下すだけの証拠があるのか疑問もあるのに、信用性判断の場面に、供述経過の判断をもって答え、あたかも任意性が認められるから、供述の信用性が認められると判断したものと受け取られない上記の説示をしている」という批判が、西山事件の第一審及び控訴審のいずれにもあてはまり、自白内容の合理性の検討が不十分であったことを指摘し得る。

自白の信用性の判断において、供述の変動において単なる認識や記憶の混乱、不確かさ等に由来するものと考えるときはできない場合には、その原因や理由について十分な検討

¹⁰ 「身体拘束を受けない状態での取調べに際し、業務上過失致死の被疑事実で取り調べられていたのに、自ら殺人の事実を供述し、その後身柄拘束を受けないで取調べを受けながら自白を維持し、身柄拘束後も自白を維持したのであって、被告人の捜査段階における自白には極めて高い自発性を認めることができる。」とする。

¹¹ 「被告人の自白調書及び被告人作成の供述書の内容は、本件犯行に至る経緯、犯行の動機、犯行時や犯行前後の行動など、極めて詳細かつ具体的なものである。とりわけ被害者の死亡に至る様子は実際にその場にいた者しか語れない迫真性に富んでいる。」として、「被告人の捜査段階における自白には、他の証拠と矛盾する点や不合理、不自然なところはない。」としている。被害者の死亡に至る様子の合理性については、医学的知見との乖離から再審請求審第二第一審においては問題とされている。

¹² 「被告人の自白は、6月30日から本件により起訴された7月27日まで、捜査段階においてはほぼ一貫していたものである。」（・は著者によるもの）とする。6月30日には、警察官に対し「人工呼吸器のチューブが外れてしまえという思いで被害者に布団を勢いよくかぶせたところ、アラームが鳴り始めたが、そのまま無視した」と供述していたが、7月10日には「本件人工呼吸器のチューブを外した後、消音ボタンを押し続けて被害者が死んでいくのを待っていた」と再び供述を変えた点についてはふれられているが、「7月10日から一貫した供述をしていることは、その自白の信用性を高めるものである。」とする。

が必要であり（供述の変化の客観化）、客観的な証拠関係との符合や被告人の自白の不自然性、不合理性がないことが重要である¹³。以下では、二つの最高裁判例を踏まえて、被告人の捜査段階における自白の信用性の判断をめぐる判断規準について整理したい。

2) 被告人の捜査段階における自白の信用性の判断方法

被告人の捜査段階における自白の信用性をめぐる重要な判例としては、最一小判昭和57年1月28日刑集36巻1号67頁（以下では、昭和57年判例という）がある。昭和57年判例においては、「被告人を犯行と結びつけるための唯一の直接証拠である被告人の捜査段階における自白及びこれを裏付けるべき重要な客観的証拠について、その証拠価値をめぐる幾多の疑問があり、また、被告人のアリバイの成否に関しても疑問が残されている。」として、「原審が、その説示するような理由で本件犯行に関する被告人の自白に信用性、真実性があるものと認め、これに基づいて本件犯行を被告人の所為であるとした判断は、支持し難いものとしなければならない。」とした。

昭和57年判例は、被告人の捜査段階における自白の信用性について、「記録上明らかな諸般の客観的事実等と対比しつつ、自白内容をさらに詳しく検討すると、その中には、あらかじめ捜査官の知り得なかつた事項で捜査の結果客観的事実であると確認されたというもの（いわゆる「秘密の暴露」に相当するもの）は見当たらず、右自白がその内容自体に照らして高度の信用性を有するものとはいえない。」とした。また、「記録を検討すると、被告人の自白には、次のとおり、その信用性を疑わせる幾多の問題点があるのに、一、二審の審理においては、これらの点に関する疑問が解消されているとは認められない。」とする。信用性を疑わせる問題としてあげられていることは、第一には、自白に客観的証拠の裏付けがないこと、第二には、証拠上明らかな事実についての説明が欠落していること、第三には、自白の内容に不自然・不合理な点の多いことである。

第一の点は、「被告人の自白については、これが真実であれば当然その裏付けが得られて然るべきであると思われる事項に関し、客観的な証拠による裏付けが欠けている。」ことが問題であるとし、被告人の捜査段階における自白の信用性を認めるにおいては、客観的証拠により裏付けが必要であるとする（客観的な証拠関係との符合）。

第二の点は、「被告人の自白からは、本件犯行の真犯人であれば容易に説明することが

¹³ 司法研修所編・前掲注2)。

でき、また、言及するのが当然と思われるような、証拠上明白な事実についての説明が欠落している。」ことを問題にしている。いかなる理由で重要な点に関する説明が欠落したのかも記録上明らかにされていない場合には、これらの事実に関する説明が何故に欠落しているのかについて首肯すべき事情が明らかにされない限り、被告人の自白の信用性を疑わせる事情であるというべきとする（体験供述、秘密の暴露）。

第三の点は、捜査段階における被告人の自白に、不自然・不合理で常識上にわかに首肯し難い点が数多く認められれば、その信用性を減殺する事情として、軽視することができないとする（自白内容の不自然性・不合理性、自白内容の変動・合理性）。

最一小平成24年2月22日判例時報1550号29頁（以下では、平成24年判例という）においても、昭和57年判例における客観的な証拠関係との符合がないこと、被告人の自白の不自然性、不合理な点の存在については、自白の信用性を否定する上での重要な考慮要素であるとする。

4. 本判決における被告人の捜査段階における自白の信用性の判断方法

本判決においても、信用性の判断において、昭和57年判例及び平成24年判例であげられた客観的な証拠関係との符合の点から、原判決の判断について疑問が呈されている。すなわち、事故の目撃者の車両のドライブレコーダー映像から、X車両の走行状況がある程度客観的に確定できるものであった。ドライブレコーダーという客観的な証拠関係において、「自白内容が整合するのかどうか確認・検討することが極めて重要である」としており、原判決に対しては「その点から検討した方が良かった」と問題視している。本判決では、ドライブレコーダー映像を通してX車両の客観的な走行状況から自白調書の信用性について丁寧な検討がされている（客観的な証拠関係との符合）。

そして本判決は、「赤信号を殊更無視したというのであれば、運転者としては、赤信号で交差点を通過するのであるから、少しでも早く通り抜きたいと加速するのが通常であると思われるのに、被告人は自車を加速させずに法定速度を下回る速度で走行を続けているし、赤信号になってから12秒も経過していれば、交差道路は青信号になっていて、当然走行する車両や走行車が予想されるから、交差道路の交通状況に注意を払うのが通常と思われるのに、被告人は、その点の注意が疎かとなって本件事故を惹起しているとみざるを得ない（これは、とりもなおさず、赤信号を看過したものとすれば、疑問が解消することを

意味しているし、なぜこれほど程度の大きい赤信号の看過をしたのかについても、余命数ヶ月との宣告を受けた弟の病状を考えていたためとの一応の説明は可能なのであった。)。」とする。

「ドライブレコーダー映像における被告人車両の動きを踏まえ、被告人は衝突の直前まで被害者の存在に気付いた様子がなく、ハンドルを左右に切って衝突を回避するような行動もとっていないが、このような事実は殊更信号を無視しようとしたこととは整合せず、かえって信号の見落としであることを示しているなどと指摘するが、この点も首肯できるものである（原判決は、これと同旨の主張も含め、原審での弁護人の主張はいずれも採用の限りではないと排斥しているが、この点も是認できない。)。」とする。

従来から、自白の内容と客観的証拠との間に「合理性のある範囲を超えた重大なくいちがい」がないかが自白の信用性の判断において一つの規準とされているが¹⁴、とりわけ根幹にかかる点、すなわち本事案における「殊更信号を無視しようとしたか否か」という点については、客観的証拠と符合しないところがある場合には、その事由が明らかにされ説明がつく場合は別論として、自白の信用性を問題とすべきであり、本判決において「原判決の述べるところは、十分な合理性があるとはいえない。」として、論理則、経験則に照らしても不合理であるとした点は妥当な判断であったと解される。

また、本判決においては、供述経過から自白調書の信用性について疑問を呈している。すなわち、「原判決は、一定の疑問を示しながら、結論として赤信号を殊更に無視したと認定した最も大きな理由は、その供述経過からみて自白調書が信用できるとしたことにある。」とする。実際、「被告人調書は被告人の自発的な供述を録取したものと認められるから、被告人調書の信用性も認められる。」としている。その点について、本判決では「原審は、信用性判断の際にも、被告人の取調べの経過を重点的に検討し、その結果、『被告人調書は被告人の自発的な供述を録取したものと認められるから、被告人調書の信用性も認められる』（原判決6頁）と結論付けている。」点を指摘する。そして、「このような原審の判断方法及び説示、再考する必要がある。」として、「取調べは、録音・録画されおらず、被告人と取調官の言い分の違いにつき、客観的で明確な判断を下すだけの証拠があるのか疑問もあるのに、信用性判断の場面に、供述経過の判断をもって答え、あたかも、任意性が認められるから、供述の信用性が認められると判断したものと受け取られかねな

¹⁴ 司法研修所編・前掲注2) 55頁。

い上記の説示をしているのである（原判決はその後に自白内容自体の検討を行っているから、それだけで信用性を認めたものではないと解されるが、上記のような結論付けをしてしまったためか、自白内容の合理性の検討は不十分である。）と批判する。

事故発生日（平成30年1月18日）にXは現行犯逮捕され¹⁵、その際に警察官により弁解録取書が作成された。そこには「信号の色ははっきりとは覚えていませんが、赤信号を見落としていたかもしれません」との供述記載がある。本判決では「この初期供述は、被告人の原審公判供述や原審からの被告人の主張にほぼ沿うものである。」と指摘する。供述経過を検討するに、本判決では、Xはその後、事故発生日の1月18日と翌19日に警察官から取調べを受けたが、その際「事故の原因は分からない」などと述べていた。しかし、「途中から、対面信号機が黄色から赤色に変わるところ（変わり目）で本件交差点に来ると、左側から自転車が見えてぶつかったという趣旨の供述をしていた。」と指摘する。そして、20日に釈放されたが、23日の警察官による取調べの際には、「対面信号機の赤色信号を見てから本件交差点内に入りましたが、黄色信号は見ていない」旨を供述し、同日の警察における実況見分においては、実況見分調書において「対面信号機の赤色信号を確認したのは本件交差点入口の停止線手前約31.5mの時点である旨の被告人の指示説明がされている。」。

これらの具体的な供述経過から、本判決は、「供述経過をみても、供述内容に変遷があり、また変遷について合理的な理由が必ずしも示されず、供述内容の中には客観的に虚偽と思われることも含まれていることなどが明らかである。」と判示している。「被告人は、自白調書において対面信号機の赤色信号を殊更無視したことを認める供述をしているものの、初期供述では赤色信号を看過したと述べていた上、黄色信号から赤色信号に変わるのを見たという事実と異なる供述を自発的に行い、これを維持したりしてもおり、更に最終の検察官の取調べ段階においても、本件事故直前の視認状況について一部事実とは異なる供述をしている。」。その上で、「原判決の判断・説示では、せいぜい、自白調書が被告人の自発的な供述を録取したとみることができるといにとどまり、被告人が本件事故時に実際に認識した事実をそのまま供述しているかどうかについては疑問があることはいささかも解消されていない。むしろ、供述経過を多角的に検討すれば、信用性に疑問を抱くべ

¹⁵ Xは、1月18日に現行犯逮捕され、20日に釈放された後は在宅で捜査を受けており、10月23日に危険運転致死罪で起訴されるまでの間は私選弁護人を選任しておらず、弁護人が選任されたのは、起訴後に至ってからであった。

き事情が散見され、自白内容自体の問題ともあいまって、もはや、自白調書の信用性を肯定することはできないというべきである。」とする（体験供述、秘密の暴露、自白内容の不自然性・不合理性、自白内容の変動・合理性）。

供述内容にある程度の変動があることは、むしろある意味では自然でもあろう。しかし、自白と否認とが交錯し、変転し、不安定な場合や、自白内容の全般あるいは重要な事項について供述が変転している場合には、自白の信用性の判断は慎重になされなければならない。とりわけ、自白において重要な事項であればあるほど、単なる認識や記憶の混乱、不確かさ等に由来するとして簡単に片づけるのではなく、その原因・理由についても十分な検討を要する。なぜ捜査段階において供述内容が変わったのか、捜査段階における当該自白の信用性判断においては、自白内容の一部といえども、とりわけ重要な検討事項であり、その事由が明らかにされ説明がつく場合は別論として、そうでない場合には、慎重に判断されることがのぞましい¹⁶。捜査官側においても供述に変更があった場合には、その理由について、弁明を徴し、供述の変化を客観化しておくことが求められるだろう¹⁷。

5. おわりに

自白の中には、虚偽のものが紛れ込むことがあり、自白の信用性については、真実性が認められない、真実でないものは証拠としての価値を有さない¹⁸。その判断は、真実性に焦点をあてて、自白の内容が真実であるか否かを吟味するものである。捜査段階における自白は、被疑者がした自白を取調官が自分の言葉でとりまとめたものである。シナリオが被疑者の言葉を直接的に表すものであれば問題はないが、第三者によるシナリオ作成においては、第三者の認識、理解のもとでのシナリオが作成されることから、真実に歪みが生じる。それによって、裁判官は、自白の信用性の判断において、自白調書の内容の具体性、詳細性、追真性（秘密の暴露）や客観的証拠との符合、自白の変遷や合理性などに照らし、自白が真実か否か、それが真に事実を経験したものでなければ供述できない内容であるかどうかという点に着目してきた¹⁹。

¹⁶ 司法研修所編・前掲注2）56頁。

¹⁷ 司法研修所編・前掲注2）30頁。

¹⁸ 虚偽自白の場合には、自白が犯行の非体験者のいわば創作であることから、明確性、具体性を欠き、追真性がないのが一般である。石井・前掲注9）82頁。

¹⁹ 木谷明『刑事事実認定の理想と現実』（法律文化社、2009年）7頁。

自白の信用性判断をめぐっては、「直観（感）的・印象的判断方法」と「分析的・客観的判断方法」という二つの判断方法が、裁判実務家から指摘されてきた²⁰。前者は、自白調書の内容が大筋において一貫している場合には、多少の食い違いや変遷があっても問題とは解せず、事実認定に関する裁判官の判断は直観（感）的なものであることから裁判官の「直観（感）的・印象的な判断」を重視する判断方法である。後者は、供述の変転・変遷、自白経過において、自白には客観的な裏付けがあるか（自白が真実であるとするれば当然得られるはずの裏付け証拠が得られているか）、自白内容に不合理な部分はないかを検討し、できるだけ「分析的・客観的な判断」を重視する判断方法である。一般には、自白の信用性判断において、厳格に判断する「分析的・客観的」な判断方法が重要であるとされ、自白の信用性判断に関する「注意則」として、秘密の暴露の有無、客観的証拠との整合性（客観的証拠との符合）、自白の変遷の有無・程度・内容の合理性、その他諸般の事情について分析的・客観的に検討する判断がのぞましいとされている²¹。

もっとも、もともと二つの判断方法はいずれかの一方が正しいというほど絶対的なものではないとする見解もある²²。また、分析的・客観的な判断方法がのぞましいとはされながらも、例えば、自白のうち虚偽の部分があることについて、その虚偽の部分と真実の部分とを分離できるか否か等、その判断規準や判断指標としての「注意則」それ自体の中に原則と例外あるいは裁量の幅の大きい項目が混在しており、判断規準や判断指標を明確に立てること實際上難しく、「注意則」は単なるチェックポイントとしての意義以上の有用性を持たないとする批判もある²³。

他方で、下級審裁判例の中には、「直観（感）的・印象的」判断方法による自白の信用性判断の事例もみられることから、それを危険視する見解もある²⁴。西山事件の第一審及び控訴審も、どちらかといえば「直観（感）的・印象的」判断方法による自白の信用性判断の問題点が浮き彫りになった。

誤判防止の観点から事実認定のあり方、すなわちここでいうところの裁判所による捜査段階における被告人の自白の信用性判断について検討してみると、適正かつ妥当な事実認

²⁰ 木谷・前掲注19) 6-9頁。

²¹ 木谷・前掲注19) 12頁。

²² 石井一正「ブックレビュー木谷明〔著〕『刑事裁判の心—事実認定適正化の方策—』判例タイムズ1144号42頁。こうした主張の背景には、自白の信用性の判断にあたって、警戒の目を向けるあまりに、軽々にその信用性を否定したり、過信してその信用性を肯定したりすることに注意を促す意味もあるだろう。

²³ 石塚・前掲注1) 205-207頁。

²⁴ 木谷・前掲注19) 19頁。

定を行う上で、下級審における被告人の捜査段階における自白の信用性の判断方法や規準が極めて重要になる。自白の信用性判断における具体的な判断規準や判断指標の抽出は困難ではあるが、本判決は、被告人の捜査段階における自白の信用性の判断において、真実ではない虚偽自白の可能性があるかないかについて、単に被告人が「自発的に供述」したかどうかをその規準・指標におくのではなく、自白と客観的な証拠関係との符合や、自白内容の不自然性・不合理性、自白内容の変動・合理性、体験供述、秘密の暴露という昭和57年判例に立ち返ることが重要であるとしたものと解される。本判決は、「被告人調書は被告人の自発的な供述を録取したものと認められるから、被告人調書の信用性も認められる」とした原判決を批判的に解した事案であり、また、客観的な証拠関係との符合や自白内容の変動・合理性等の事情から自白の信用性の判断においては丁寧かつ十分な検討をする意義を説いたもので、下級審における被告人の捜査段階における自白の信用性判断についての適正な事実認定を促す重要な事例であると解される。

取調官は、被疑者が完全黙秘（供述拒否）、否認している場合でも取調べを録音・録画せず、法律上義務付けられていること以外においては、現状では録音・録画しない。しかしながら、被疑者の捜査段階における自白が決定的な場合においては、とりわけ、自白の任意性及び信用性の判断が重要になる。取調べが全面的に全部録音・録画されれば任意性及び信用性判断をめぐる問題はなくなるのかもしれないが²⁵、取調官が意図的ではないにせよ、調書においてはシナリオを作り出し得ることを念頭に、録音・録画されていない場合や取調官により作成された調書において被告人の自白の変動があった場合には、裁判官は、自白の信用性判断において、注意する必要がある。

本判決は、弁護人が選任されることなく取調べが進みその結果として自白の信用性を認めることに問題があったとする。この点は、自白の信用性判断において新たな点であるとも言える。本判決は、弁護人が選任されることなく取調べが進んだことについて、自白の信用性判断において問題とし、「被告人の捜査段階の供述の任意性及び信用性を検討するに際し、被告人がその段階で弁護人の援助を受けていたか否かは極めて重要な点である。」とする。そして、「危険運転致死罪という重大事件として起訴がされるまでの捜査の全過程を通じ、弁護人が選任されていないという状況の下、被告人の安定しない供述経過や供述内容には、被告人にうかがわれる投げやりな気持ちに基づく迎合的な供述傾向の影響が

²⁵ 石塚・前掲注1) 221頁。

あり、自白調書の信用性判断においても、このことが大きな影を落とすことは避けられないというべきであり、対面信号機の赤色信号の殊更無視を認めた自白調書の供述記載については、本件事故時の被告人の認識を正確に表現したものではない可能性があるといわざるを得ない。」と判示する。

自白の任意性の判断との関係でも対立が生じ得る争点にもなろう。刑訴法319条I項の「強制、拷問、脅迫による自白」、「不当に長く抑留・拘禁された後の自白」も任意性という概念を中心に構成されると解し、自白法則における任意性の概念について「自由意思を制圧する違法の有無」と解する違法排除説は、自由意思が侵害されたか否かを取調べ手段・方法が違法か否か（「違法排除の観点」）によって認定することがのぞましいとする。「虚偽排除」の観点については、すなわち「供述者の自白、否認、黙秘等の防禦上の態度の選択を含む自由な心理状態」について、「私がやりました」という自白の選択において供述者の一人一人の事情にもとづいて強要された選択であると認められるか否か、供述者の心理に対する深い洞察から供述心理学等の知見をふまえて当該供述者が追い込まれたか否かについては、自白の信用性の有無を判断するにおいて検討されるべきである。「供述者の心理の洞察から虚偽自白＝自発性か否かを検討することは、自白の任意性判断でなされるべきではなく、自白の信用性の判断においてなされるべきであると解する」立場から、弁護人が選任されることなく取調べが進んだことについて、仮に捜査官が故意に弁護人の選任を阻んで取調べを進めたのであれば、自白の任意性判断においても重要な判断事情になるだろう²⁶。

また、自白の信用性の判断においても、その有無を判断する事情として、法律専門家のアドバイスもなく、取調官が意図的ではないにせよシナリオを作り出し得る状況のもとで、「捜査官に対する迎合的な傾向もうかがわれる」のであれば、自白の信用性の判断において、虚偽自白＝自白の真实性が疑問視されて然るべきではないかとも思われる。自白の信用性とは、真实性、捜査段階における自白を、事案の真相（真実）をあらわす証拠と認めてよいかであり、その点においては、任意性の判断方法、そして判断規準・指標とは異なるものである。そういう意味で、自白の信用性判断において、「裁判官が、近時研究されてきた虚偽自白の生まれる機序などに関する心理学的知見を勉強し、これに対し謙虚にな

²⁶ 本判決において「弁護人が選任されることなく取調べが進んだことは、冒頭から指摘しておく。」とあるが、その点について、本事案において、捜査官がことさら、故意に弁護人の選任を阻んだ等の事実は認定されておらず、自白の任意性を肯定したことに問題はない。

ること²⁷⁾が重要である。

自白の信用性判断について、被告人の捜査段階における自白にとどまらず、共犯者の自白や第三者の自白、そして専門家の自白についても問題となる。それらをめぐる判断についての検討は今後の課題としたい。

〔付記〕本研究ノートは、2021（令和3）年9月25日（土）にオンライン開催において行われた第167回判例刑事法研究会（神戸大学）における報告内容をまとめたものである。事務局の東條明德先生ほか、ご質問下さった神戸大学の刑事法の先生方、神戸地方裁判所の裁判官の先生方、関係者の先生方には、この場をかりて御礼を申し上げます。

²⁷⁾ 自白の信用性の判断において今後裁判実務が進むべき方向の一つとして、「裁判官が、近時研究されてきた虚偽自白の生まれる機序などに関する心理学的知見を勉強し、これに対し謙虚になること」があげられている。木谷・前掲19) 35頁。